平成２３年（フ）第１６１号
広島県世羅郡世羅町大字甲山158番地
債務者　光定　晴美
1　決定年月日時　平成23年12月19日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第４９１号
愛媛県松山市富久町515番地　富久団地９棟26号
債務者　松村　智和
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４９２号
愛媛県松山市富久町515番地　富久団地９棟26号
債務者　松村　友美
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１００号
福岡県大川市大字下青木177番地13
債務者　中村　茂行
1　決定年月日時　平成23年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第４９１号
宮崎市田野町乙9518番地　市営住宅光52―２棟303号
債務者　吉岡　悦子（旧姓森本）
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１１７号
鹿児島県霧島市国分中央３丁目12番37―501号　グロアール20
債務者　大徳千恵美
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第１２１号
鹿児島県霧島市牧園町高千穂3806番地96
債務者　黒葛原淳二
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第１３０号
鹿児島県霧島市国分中央１丁目12番11―１号
債務者　渡邊　恵理
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第５０２号
沖縄県那覇市首里大名町３丁目35番地　大名市営住宅14―308号
債務者　嶺井　宗樹
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第５０９号
沖縄県那覇市首里末吉町３丁目９番地１
債務者　宮城　秀美
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第５１５号
沖縄県那覇市宇栄原３丁目33番29号　匠住宅402
債務者　赤嶺　順子
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第５２４号
沖縄県豊見城市字上田536番地24大慶アパート203号
債務者　上原　辰徳
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第４４６号
盛岡市乙部19地割13番地１
債務者　熊谷裕貴子
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２６６４号
名古屋市北区中切町字野間850番地の28　アークハウス中切３Ｃ号
債務者　濱﨑　博典
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２７８７号
名古屋市港区野跡４丁目２番２―904号　みなと荘
債務者　谷口真由美（旧姓吉田・野田）
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８０７号
愛知県春日井市稲口町１丁目９番地２
債務者　若竹　伸幸
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８１１号
名古屋市港区野跡４丁目２番２―904号　みなと荘
債務者　谷口　智保
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部